

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 実績（R8年1月現在）

【資料1】

	基本方針	数値目標	実績（令和7年度）		状況 等	
①	福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8年度末 施設入所者数	80人	91人	市内 47人（2事業所）	障がい者の重度化、高齢化に対応するため、日中サービス支援型グループホームなどサービスの機能強化や地域生活拠点等の取り組みが重要であるとされているものの、現実的には入所者の地域移行は厳しい状況にある。 入所待機者に対し、本人や家族の地域での生活に対する不安解消を図るとともに、本人の希望する地域において、必要とするサービスを利用しながら安心して暮らし続けられる支援を行う。
		（参考） 令和4年度末 施設入所者数 83人 令和5年度末 施設入所者数 88人 令和6年度末 施設入所者数 91人	市外 31人（9事業所） 県外 13人（11事業所）			
		地域生活移行者数	3人	退所（R4：5人、R5：3人、R6：3人、R7：1人） 入所（R4：9人、R5：8人、R6：3人、R7：1人）		
		施設入所者の増減数	-5人	待機者（身体：13人 知的：15人 重心：5人）		
		県外入所施設から県内入所施設への移行者数	2人	移行者数：0人		
②	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人のサービス利用者数		精神障がいのあるサービス利用者 191人		精神障がいのある人が、地域において、安心して自分らしい暮らしをすることができるようサービス利用促進を図る必要がある。
		地域移行支援の利用者数	1人	(内訳) 地域移行支援 0人（前年度比 ±0）		
		地域定着支援の利用者数	1人	地域定着支援 0人（前年度比 ±0）		
		共同生活援助の利用者数	25人	共同生活援助 19人（前年度比 ±0）		
		自立生活援助の利用者数	5人	自立生活援助 0人（前年度比 ±0）		
		自立支援訓練（生活訓練）の利用者数	15人	自立支援訓練（生活訓練）8人（前年度比 -5）		
	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	甲賀圏域で1箇所設置		甲賀圏域で1箇所設置		精神障がいのある人が病気や障がいが重度化しても地域での暮らしが継続できるよう、関係機関が連携し在宅生活を支援する仕組みの構築が求められる。
		開催回数		2回		
		参加人数		20人		
		保健20人、医療(精神科)3人、医療(精神科以外の医療機関)1人、福祉8人、介護2人、当事者2人、家族2人		全体会議 年2回 事務局会議 年5回		
		目標設定及び評価の実施回数		1回		
③	地域生活支援拠点等における機能の充実	地域生活支援拠点等の整備			引き続き障がいのある人やその家族がより安心して地域で暮らし続けることができるよう、既存の枠組みにとらわれことなく、地域の実情に合わせた支援体制を構築していく。併せて、地域のニーズ・課題に応じた必要な機能の充実に向け、継続的に検証・検討を行うことが求められている。 ・緊急時地域支援員派遣事業（市単独事業） 2件（甲賀市：2件 湖南市：0件）	
		甲賀圏域で継続して実施 目標値	4箇所	現存の事業を組み合わせながら、地域の複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」を整備		
		コーディネーター（拠点マネージャー）の配置人数	4人	拠点登録 甲賀市 11法人 33事業所（前年度比±0） 湖南市 6法人 12事業所（前年度比±0） 拠点マネージャー会議を年6回、拠点等事業運営委員会を年6回開催予定 緊急時対応件数：8件（甲賀市：7件 湖南市1件）		
		登録事業者数	40箇所			
	運用状況の検証、検討	12回				
④	福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者	20人以上	福祉施設から一般就労への移行者（R6：6人） （R7：4人）		令和6年度、民間企業の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げとなった。 県内の民間企業に雇用されている障がい者数、実雇用率とともに過去最高を更新。県内の法定雇用率達成企業の割合も全国平均を上回る（54.3%）こととなった。甲賀圏域では、滋賀県を上回る65.0%となった。
		（就労移行支援事業）	10人	（R7内訳）就労移行支援0人 就労継続A型1人 就労継続B型3人		
		（就労継続支援A型）	8人			
		（就労継続支援B型）	2人			
		一般就労移行者における就労定着支援事業利用者数	10人	就労定着支援事業利用者数（R6：7人） （R7：10人）		就労が継続できるよう就労部分だけではなく、日常生活や社会生活全般において支援し、離職につながらないよう働きかけが必要である。
		地域就労支援ネットワーク強化、雇用・福祉等の関係機関が連携した支援体制構築推進のための協議会（就労部会）の開催回数	2回	令和7年度は10月から就労選択支援が全国的に開始されることとなり、甲賀圏域においても複数回検討を重ねている。		

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 実績（R8年1月現在）

【資料1】

	基本方針	数値目標	実績（令和7年度）	状況 等
⑤	障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置 1箇所	令和3年4月に「甲賀市児童発達支援センター つみき」を開設し、児童発達支援センターの他、保育所等訪問支援を実施 児童発達支援決定者：120人 保育所等訪問決定：4人	多職種の専門職員の連携により質の高い療育を行うとともに、保育園等への訪問によりインクルージョンを推進した。
		保育所等訪問支援事業所 1箇所		
		重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 1箇所	現在、未設置。	未設置。
		重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス 1箇所	平成31年4月に「放課後等デイサービス きらっと」を開設（定員：5名／日）	重症心身障がい児放課後等デイサービス決定者数：8人（うち医ケア児：3人）
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 1箇所	甲賀圏域で1箇所設置 「医療的ケア児者支援協議会」 甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）重心対策部会に位置づけされた。	保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る。
		医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 圏域2人	圏域4人 相談支援：2人 訪問看護：1人 病院：1人	医ケア児コーディネーターの市での配置について、前向きな検討を重ねていく。
		支援プログラム等の受講者数 年間30人	3人	職員等が県の研修会に参加した。その後対応を検討する。
		ペアレントメンターの人数 年間5人	5人	県の動向をみながら検討中
		ピアサポート活動への参加人数 年間20人	0人	
⑥	相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援事業所の有無 有	有	基幹相談支援センターについては、引き続き1か所を設置し、地域の相談支援体制の中核機関として安定的に運営する。
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（圏域） 約350件	基幹相談支援センターにて、相談支援事業所（甲賀市10事業所）の定期巡回訪問や個別ケース会議に同伴し、指導・助言等を実施。令和7年度訪問による助言指導（R8.1月末現在）93回	基幹相談支援センターが相談支援事業所の人材育成を行っている。
		地域の相談支援事業者の人材育成支援件数（圏域） 研修会20回	相談支援事業ネットワーク部会（奇数月開催）の他、相談支援担当者向け基幹相談支援センター独自の研修会（年8回）開催	計画相談支援担当者の質の向上のため、プランの見直し等グループワーク形式での研修会を実施された。
		地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数 10回	相談支援事業ネットワーク部会にて、地域リハビリテーション、サービス事業所との連携、地域福祉、児童発達支援、就労等、テーマに応じた他の相談機関等との情報交換を通じて連携強化に努めている。	令和4年度からの重層的支援体制整備事業の実施に伴い、介護・子ども・困窮等の相談機関が連携し支援会議を開催している。 支援会議：30件 新規：9件 継続：21件 重層的支援会議：7件
		主任相談支援専門員の配置数 1人	1人	目標通り設置している。
⑦	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 4人	障害支援区分認定調査員・審査委員等研修会（令和7年8月21日） 全体参加者50人、うち障がい福祉課3人参加。	滋賀県より研修案内があれば都度参加しており、認定調査に必要な知識等を学んでいる。
		障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく回数 3回	・システムを活用した事務処理により、適正給付を図った件数：12回 ・指定相談支援事業所への指導監査 令和5年度は2事業所実施 令和6年度は3事業所実施 令和7年度は4事業所実施	・システムを活用し、適正給付に努めた。 ・運営面を中心にチェックリストに基づき監査を実施した。